

令和6年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	円山町1号橋拡幅改良工事追加工事	舗装工 1式 仮設工 1式	令和 6年 4月30日 から 令和 6年11月29日 まで (令和 6年 4月30日)	大阪府吹田市江坂町3丁目3番1号 (株)紙谷工務店	4,336,200円	<p>本体工事である円山町1号橋拡幅改良工事は、花壇踏切道(円山町1号橋及び花壇踏切)の歩行者の安全な通行の確保のほか、大型車による災害発生時の円滑な救助・救護活動、緊急物資の輸送等を可能とすることにより「一時避難地」と「災害時用臨時ヘリポート」である関西大学の防災拠点としての機能強化を目的として実施中です。</p> <p>本体工事の施工の一部は阪急千里線の軌道敷内であり、施工協議に際し管理者である阪急電鉄側から、河川増水により軌道が崩れることを防止するために防護壁及び立入防止柵の設置について要望を受けたため、追加工事を実施することとなりました。また、本体工事が進む中で、当初の計画では見込むことが困難であった工事が及ぼす影響箇所についての見通しが立ち、隣接する府道のアスファルト舗装や区画線の範囲も正確に決めることができるようになったため、併せて追加工事として実施するものです。</p> <p>なお、本体工事の受注者は既に阪急電鉄敷地内での工事を施工中であり、敷地内の施設状況や、工事管理方法等について熟知していることに加えて、安全施設等の仮設の共用も可能となることから、同一の者が施工した場合、工事の安全・円滑かつ適切な施工の確保に大きく有利となり、経済的にも有利であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、本体工事の受注者である株式会社紙谷工務店と随意契約するものです。</p> <p>吹田市随意契約ガイドライン 令第167条の2第1項第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき 【建設工事】 (1)現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき。</p>

令和6年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	吹田市立豊津中学校昇降機設置工 事監理業務	昇降機設置工事に伴う監理業務 一式	令和6年5月29日 から 令和7年3月14日 まで (令和6年5月29日)	大阪府大阪市天王寺区清水谷町7 番4号 (株)前田都市設計	7,194,000円	<p>本業務は、増築を伴う吹田市立豊津中学校昇降機設置工事に係る工事監理です。</p> <p>本業務を工事の工程に合わせて円滑に行うためには、施工条件(各種制約条件等)などの設計上重要な内容を熟知し、その内容が施工に正しく反映されていることを、遅滞なくかつ詳細に確認する必要があります。</p> <p>具体的には、施工段階における既存棟との構造上の接合部の確認や学校運営に影響を与えないような仮設計画について設計時の協議内容を十分に把握していることが求められます。</p> <p>令和5年度に吹田市立豊津中学校昇降機設置工事設計業務を行った株式会社前田都市設計は、本業務の適切な履行に不可欠な情報等を有しています。</p> <p>このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社との随意契約をするものです。</p> <p>吹田市随意契約ガイドライン (1)契約の相手方が特定されるとき 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(1)【測量・建設コンサルタント等業】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき(5)建築物の新築工事又は増築工事に係る工事監理業務の委託契約に該当</p>

令和6年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	吹田市立第六中学校校舎大規模改造2期及び昇降機設置工事監理業務	昇降機設置工事に伴う監理業務一式 校舎大規模改造工事に伴う監理業務一式	令和6年6月10日 から 令和7年3月14日 まで (令和6年6月10日)	大阪府大阪市中央区内平野町1丁目1番6-805号 新建築設計事業協同組合	9,955,000円	<p>本業務は、増築を伴う吹田市立第六中学校校舎大規模改造2期及び昇降機設置工事に係る工事監理です。</p> <p>本業務を工事の工程に合わせて円滑に行うためには、施工条件(各種制約条件等)などの設計上重要な内容を熟知し、その内容が施工に正しく反映されていることを、遅滞なくかつ詳細に確認する必要があります。具体的には、施工段階における既存棟との構造上の接合部の確認や学校運営に影響を与えないような仮設計画について設計時の協議内容を十分に把握していることが求められます。</p> <p>令和4年度から5年度にかけて吹田市立第六中学校校舎大規模改造2期及び昇降機設置工事設計業務を行った新建築設計事業協同組合は本業務の適切な履行に不可欠な情報を有しています。</p> <p>このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社との随意契約をするものです。</p> <p>吹田市随意契約ガイドライン (1)契約の相手方が特定されるとき 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(1)【測量・建設コンサルタント等業】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき(5)建築物の新築工事又は増築工事に係る工事監理業務の委託契約に該当</p>

令和6年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
2	総務部 契約検査室	吹田市公共下水道事業 春日排水 区雨水管路整備工事第1工区 追加 設計業務	管路施設実施設計 設計業務 管路施設実施設計業務 (耐震設計 L1) 推進工法(小口径) L=62.5m 測量業務 路線測量 L=0.01km 現地測量 1業務	令和6年6月3日 から 令和6年9月30日 まで (令和6年6月3日)	大阪府東大阪市永和2丁目13番9 号 (株)エハラ	2,816,000円	<p>春日排水区雨水管路整備工事第1工区は、春日地区の一部地域において雨水管路の整備を行うため、令和2年度に実施設計を行い令和5年度から令和7年度までの工期で工事をしています。</p> <p>工事着後に開削工法にて雨水管路整備を行う予定の区間において、道路擁壁の基礎部分が道路中央部の下水道管布設予定箇所に埋設されていることが判明し、当初想定していた開削工法では道路擁壁の基礎部分を避けて施工することができません。このため、道路擁壁の基礎部分を避けて施工することのできる推進工法を検討する必要があります。</p> <p>この検討を行うには、過去の成果を基に設計内容の見直しと修正を行う必要がありますが、令和2年度に完了している実施設計の受託者である(株)エハラと随意契約する場合、全体的な内容を把握しており、事前の資料精査、現場調査の作業及び工法検討等が不要となることから効率的に業務を遂行することが可能となります。また、経費の削減も見込め、経費面でも有利であるため、随意契約するものです。</p> <p>随契ガイドライン令第167条の2第1項第6号(地方公営企業法第21条の14第1項第6号に読替え) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 【測量・建設コンサルタント等業務】 (2)既に締結されている別の契約の業務と密接な関係性を有する業務内容で、当該別の契約の請負者に履行させる方がより効率的であり、経費面で有利なものであるとき、に該当。</p>

令和6年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
3	総務部 契約検査室	吹田市立竹見台中学校校舎大規模 改造2期及び昇降機設置工事監理業 務	昇降機設置工事に伴う監理業務一式 校舎大規模改造工事に伴う監理業務一 式	令和6年6月10日 から 令和7年3月14日 まで (令和6年6月10日)	大阪府大阪市中央区今橋2丁目2番 11号 (株)内藤設計	7,920,000円	<p>本業務は、増築を伴う吹田市立竹見台中学校校舎大規模改造2期及び昇降機設置工事に係る工事監理です。本業務を工事の工程に合わせて円滑に行うためには、施工条件(各種制約条件等)などの設計上重要な内容を熟知し、その内容が施工に正しく反映されていることを、遅滞なくかつ詳細に確認する必要があります。</p> <p>具体的には、施工段階における既存棟との構造上の接合部の確認や学校運営に影響を与えないような仮設計画について設計時の協議内容を十分に把握していることが求められます。</p> <p>令和4年度から5年度にかけて吹田市立竹見台中学校校舎大規模改造2期及び昇降機設置工事設計業務を行った株式会社内藤設計は、本業務の適切な履行に不可欠な情報等を有しています。</p> <p>このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社との随意契約をします。</p> <p>吹田市随意契約ガイドライン (1)契約の相手方が特定されるとき 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(1)【測量・建設コンサルタント等業】が 特定の者でなければ役務を提供することができないとき(5)建築物の新築工事又は増築工事に係る工事監理業務の委託契約に該当</p>

令和6年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
4	総務部 契約検査室	吹田市立藤白台小学校校舎大規模 改造2期及び昇降機設置工事監理業 務	昇降機設置工事に伴う監理業務一 式 校舎大規模改造工事に伴う監理業 務一式	令和6年6月17日 から 令和7年3月14日 まで (令和6年6月17日)	大阪府大阪市浪速区恵美須西2丁 目14番30号 (株)都市環境設計	12,100,000円	<p>本業務は、増築を伴う吹田市立藤白台小学校校舎大規模改造2期及び昇降機設置工事に係る工事監理です。</p> <p>本業務を工事の工程に合わせて円滑に行うためには、施工条件(各種制約条件等)などの設計上重要な内容を熟知し、その内容が施工に正しく反映されていることを、遅滞なくかつ詳細に確認する必要があります。</p> <p>具体的には、施工段階における既存棟との構造上の接合部の確認や学校運営に影響を与えないような仮設計画について設計時の協議内容を十分に把握していることが求められます。</p> <p>令和4年度から5年度にかけて吹田市立藤白台小学校校舎大規模改造2期及び昇降機設置工事設計業務を行った株式会社都市環境設計は、本業務の適切な履行に不可欠な情報等を有しています。</p> <p>このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社との随意契約をします。</p> <p>吹田市随意契約ガイドライン (1)契約の相手方が特定されるとき 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(1) 【測量・建設コンサルタント等業】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき(5)建築物の新築工事又は増築工事に係る工事監理業務の委託契約に該当</p>

令和6年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	本庁舎障がい者等用駐車区画屋根 設置工事(建築工事)	本庁舎障がい者等用駐車区画屋根 設置工事に伴う建築工事一式	令和6年7月8日 から 令和7年1月31日 まで (令和6年7月8日)	大阪府大阪市北区天満1丁目3番2 1号 松村組・エーユー特定建設工事共同 企業体	7,799,000円	<p>本工事は、本庁舎に障がい者等用駐車区画屋根を 設置する建築工事です。 現在本庁舎敷地内において、令和5年3月末から令和 7年6月にかけて本庁舎改修工事を施工中です。本工 事で設置予定の駐車区画屋根は、本庁舎改修工事で 施工する歩廊屋根等の外構工事位置と近接した場所 に位置しています。本工事を本庁舎改修工事の受注者 に施工させた場合、本工事は施工を含め外構工事を 同時期に行うことが可能となります。また、本庁の来客 用駐車場等の施設利用への影響や安全面に配慮しな がら、一体的な仮設配置を行うことが可能となること から効率的に作業を行うことができ、工期の短縮や経費 において有利となります。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1 項第6号を適用し、本工事を本庁舎改修工事(建築工 事)の受注者である松村組・エーユー特定建設工事共 同企業体に随意契約するものです。</p> <p>吹田市随意契約ガイドライン 地方自治法施行令第167の2第1項第6号【建設工 事】(1)現に契約履行中の施工者に履行させた場合 は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認 められるときに該当</p>

令和6年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
2	総務部 契約検査室	本庁舎障がい者等用駐車区画屋根設置工事(電気設備工事)	本庁舎障がい者等用駐車区画屋根設置工事に伴う電気設備工事一式	令和6年7月8日 から 令和7年1月31日 まで (令和6年7月8日)	大阪府吹田市元町25番21号 摂津・平野特定建設工事共同企業体	6,024,700円	<p>本工事は、本庁舎に障がい者等用駐車区画屋根を設置する建築工事に伴う電気設備工事です。</p> <p>現在本庁舎敷地内において、令和5年3月末から令和7年6月にかけて本庁舎改修工事を施工中です。本工事で設置予定の駐車区画屋根は、本庁舎改修工事で施工する歩廊屋根等の外構工事位置と近接した場所に位置しています。本工事を本庁舎改修工事の受注者に施工させた場合、本工事は施工を含め外構工事を同時期に行うことが可能となります。また、本庁の来客用駐車場等の施設利用への影響や安全面に配慮しながら、一体的な仮設配置を行うことが可能となることから効率的に作業を行うことができ、工期の短縮や経費において有利となります。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用し、本工事を本庁舎改修工事(電気設備工事)の受注者である摂津・平野特定建設工事共同企業体に随意契約するものです。</p> <p>吹田市随意契約ガイドライン 地方自治法施行令第167の2第1項第6号【建設工事】(1)現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるときに該当</p>

令和6年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
3	総務部 契約検査室	吹田市東消防署大規模改修及び昇降機設置工事監理業務	吹田市東消防署大規模改修及び昇降機設置工事に伴う監理業務一式	令和6年7月12日 から 令和7年11月28日 まで (令和6年7月12日)	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番5号 (株)建綜研	20,680,000円	<p>本業務は、吹田市東消防署大規模改修及び昇降機設置工事に係る監理業務です。 工事は東消防署及び同敷地内の千里丘分団詰所において、職員等の生活環境改善、老朽化が進んでいる内装・設備等の更新及び昇降機の増築を目的としています。 消防署という24時間稼働している施設において施設内に人が滞在したまま工事を行うためには、普段の運営や消防署特有の機能を熟知している必要があります。特に当工事は指令放送設備が集まっている受付通信室付近に昇降機棟の増築を行うため、受付通信室を移設させる際に出動に支障がないようその設備業者と工事工程の調整を行う必要があることや、増築予定位置に設備配管が多数埋設されており、消防機能を維持しながら移設を行う必要があることなど非常に複雑な内容です。工事工程に合わせて工事を円滑に行うためには、指令放送や給排水及び空調等の設備における制約条件や設計時の協議内容が施工に正しく反映されていることを、遅滞なくかつ詳細に確認する必要があります。</p> <p>令和4年度から5年度にかけて吹田市東消防署大規模改修及び昇降機設置工事設計業務を行った株式会社建綜研は、上記で述べた消防署機能や制約条件などを熟知しており、また分離発注(建築工事、電気設備工事、機械設備工事、ガス設備工事)である当工事の内容を総合的に把握しているため、同社に本業務を委託することが本業務の適切な履行に不可欠であると考えられます。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社との随意契約をします。</p> <p>吹田市随意契約ガイドライン 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(1)【測量・建設コンサルタント等業務】カ⑤建築物の新築工事又は増築工事に係る工事監理業務の委託契約に該当</p>

令和6年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
4	総務部 契約検査室	人孔蓋等取替補修工事(その1)	人孔蓋取替工 15か所 附帯工 一式	令和6年 7月30日 から 令和6年 10月30日 まで (令和6年7月30日)	大阪府吹田市原町1丁目4番13号 エフワイ土木(株)	2,908,400円	<p>本工事は、藤白台3丁目地内ほかにおいて、吹田市水道部執行の「藤白台3丁目ほか配水管φ100mm～φ200mm布設替工事跡道路本復旧工事」(以下、「舗装工事」という)の施工に合わせて、既設人孔蓋等の高さを調整し、同時に老朽化した人孔蓋等の取替を行うものです。</p> <p>なお、本工事の施工場所は舗装工事の区域内であり、人孔蓋取替と舗装工事を一体的に施工することで、作業の効率化による工期短縮(約30日)が図られ、また合算経費の適用により経費節減が図れる等の大きな利点があることから地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号を適用し、舗装工事の受注者であるエフワイ土木株式会社と随意契約を行うものです。</p> <p>随契ガイドライン該当項目 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 【建設工事】 (3)他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるとき。</p>

8月分については対象案件はありません。

令和6年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

9月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	吹田市南吹田下水処理場汚水沈砂池設備修正設計委託業務	改築実施設計(修正設計) 汚水沈砂池設備 一式	令和6年 9月4日 から 令和6年 12月27日 まで (令和6年9月4日)	大阪府大阪市淀川区宮原2丁目14番10号 (株)日新技術コンサルタント 大阪事務所	2,530,000円	<p>現在施工中の『吹田市南吹田下水処理場汚水沈砂池機械設備工事』(受注者:株式会社クボタ本社阪神事務所)にて、生物脱臭装置設置個所の試掘調査を実施したところ、埋設配管が8本発見されました。その埋設配管が生物脱臭装置基礎杭と干渉するため杭位置を変更すること、また杭位置の変更に伴い基礎の強度計算及び構造設計を行う必要がありますので設計委託を行うものです。</p> <p>これらの業務を行うには、令和3年度に実施した『吹田市南吹田下水処理場汚水沈砂池設備実施設計委託業務』(受託者:株式会社日新技術コンサルタント大阪事務所)の成果をもとに設計内容の見直しと修正を行う必要があるため、株式会社日新技術コンサルタント大阪事務所に履行させる方が効率的であり経費削減が図れることから、随意契約を行うものです</p> <p>随契ガイドライン該当項目 吹田市随意契約ガイドライン 令第167条の2第1項第6号 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号に読替え) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 【測量・建設コンサルタント等業務】 (2)既に締結されている別の契約の業務と密接な関係性を有する業務内容で、当該別の契約の請負者に履行させる方がより効率的であり、経費面で有利なものであるとき に該当。</p>

令和6年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

10月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	人孔蓋等取替補修工事(その3)	人孔蓋取替工 11か所 汚水樹蓋取替工 23か所 附帯工 一式	令和6年10月22日 から 令和7年1月27日 まで (令和6年10月22日)	大阪府吹田市原町4丁目3番14号 カネイチ(株)	2,974,400円	<p>本工事は、吹田市吹東町地内において、吹田市水道部執行の「吹東町配水管φ50mm～φ200mm布設替工事跡道路本復旧工事(その1)」(以下、「舗装工事」という)の施工に合わせて、既設人孔蓋等の高さを調整し、同時に老朽化した人孔蓋等の取替を行うものです。本工事の施工場所は舗装工事の区域内であり、人孔蓋取替と舗装工事を一体的に施工することで、作業の効率化による工期短縮(約30日)が図られ、また合算経費の適用により経費節減が図れる等の大きな利点があることから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号を適用し、舗装工事の受注者であるカネイチ株式会社と随意契約を行うものです。</p> <p>随契ガイドライン該当項目 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 【建設工事】 (3)他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるとき。</p>

令和6年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
2	総務部 契約検査室	人孔蓋等取替補修工事(その4)	人孔蓋取替工 10か所 汚水樹蓋取替工 9か所 附帯工 一式	令和6年10月28日 から 令和7年1月31日 まで (令和6年10月28日)	大阪府吹田市寿町2丁目3番3号 松原工業(株)	2,178,000円	<p>本工事は、吹田市吹東町地内において、吹田市水道部執行の「吹東町配水管φ50mm～φ200mm布設替工事跡道路本復旧工事(その2)」(以下、「舗装工事」という)の施工に合わせて、既設人孔蓋等の高さを調整し、同時に老朽化した人孔蓋等の取替を行うものです。</p> <p>なお、本工事の施工場所は舗装工事の区域内であり、人孔蓋取替と舗装工事を一体的に施工することで、作業の効率化による工期短縮が図られ、また合算経費の適用により経費節減が図れる等の大きな利点があることから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号を適用し、舗装工事の受注者である松原工業株式会社と随意契約を行うものです。</p> <p>随契ガイドライン該当項目 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 【建設工事】 (3)他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるとき。</p>

令和6年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

11月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	高浜橋耐震補強工事修正設計業務	高浜橋 (1998年架橋 2径間連続鋼床版斜 張橋) 橋長135.0m 幅員12.8m 【耐震補強工事修正設計】 下部エブラケット修正設計 一式 橋脚形状変更に伴う修正設計及び 動的解析 一式 報告書作成 一式 設計協議 一式 照査 一式	令和 6年11月26日 から 令和 7年 3月14日 まで (令和 6年11月26日)	大阪府大阪市中央区谷町6丁目4番 3号 (株)日建技術コンサルタント	6,623,100円	耐震補強と長寿命化を目的として、高浜橋耐震補強及び補修 工事(以下、「本工事」という。)を令和6年6月末から令和9年 2月にかけて実施しています。今回、本工事において、以下(1)～ (3)の理由により修正設計を行う必要が生じたため、本業務を執 行するものです。 (1)A1、A2橋台下部エブラケット等支承補強部材の修正設計 本工事で実施予定の鉄筋探査を実施したところ、設計図書 の既設橋台鉄筋の位置と実際の位置が異なることが分かり、下 部エブラケットを取り付けるアンカーボルトの設置位置を鉄筋 と重ならないようにするため、設置位置を変更する必要が生じ たので、これに伴う下部エブラケット等の支承補強部材の修正 設計を行うものです。 (2)P1橋脚RC巻立の修正設計 本工事の鉄筋探査によってP1橋脚RC巻立の定着鉄筋が既設 フーチングの鉄筋と干渉することが判明し、定着鉄筋の位置を 変更するため、RC巻立の構造変更に伴う修正設計を行うもの です。 (3)修正設計に伴う動的解析及び落橋防止システムの修正設 計 (1)、(2)の修正設計に伴い動的解析を行うものです。また、動 的解析の結果に応じた落橋防止システムの修正設計も併せ て行うものです。 修正設計の検討を行うには、過去の成果を基に設計内容の見 直しと修正を行う必要があり、令和4年度に完了した実施設計 の受託者である株式会社日建技術コンサルタントと随意契約 する場合、業務内容を把握していることから事前の資料精査、 現場調査及び工法検討、動的解析等の作業において省略で きる部分があり、一般競争入札を行う場合と比較して業務期 間の縮減が見込め、経費面においても一部の作業を省略でき ること等により経費の縮減が見込め、経費面においても有利と なります。 (随意契約ガイドライン 地方自治法施行令第167条の2第1項 第6号) 【物品・委託役務関係業務】【測量・建設コンサルタント等業務】 (2)既に締結されている別の契約の業務と密接な関連性を有 する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行 させる方がより効率的であり、経費面で有利なものであると き。

12月分については対象案件はありません。

令和6年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

1月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	(仮称)吹田市北消防署北千里出張所建設工事監理業務	(仮称)吹田市北消防署北千里出張所建設工事に伴う監理業務一式	令和7年1月17日 から 令和8年2月27日 まで (令和7年1月17日)	大阪府大阪市北区東天満1丁目6番6号 (株)教育施設研究所 大阪事務所	29,700,000円	<p>本業務は、(仮称)吹田市北消防署北千里出張所建設工事に伴う工事監理業務です。</p> <p>本業務を工事の工程に合わせて円滑に行うためには、施工条件(各種制約条件等)などの設計上重要な内容を熟知し、その内容が施工に正しく反映されていることを、遅滞なくかつ詳細に確認する必要があります。</p> <p>具体的には、今回の工事は消防活動という特殊な職務を担う施設を建設するものであり、完成後の施設利用や消防活動及び訓練等の実態を見据えた設計を行ってきたため、その設計意図を十分に把握しておくことが求められます。加えて、分離発注となる各種工事の施工条件を理解し、総合的に監理・調整し建築物を完成させていく必要があります。</p> <p>株式会社教育施設研究所大阪事務所は、令和4年度から令和5年度に今回工事の実施設計を含む(仮称)吹田市北消防署北千里出張所建設ほか工事設計業務を行っており、本業務の適切な履行に不可欠な情報等を有しています。</p> <p>このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社との随意契約をするものです。</p> <p>吹田市随意契約ガイドライン 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(1)[測量・建設コンサルタント等業務]カ⑤建築物の新築工事又は増築工事に係る工事監理業務の委託契約に該当</p>

令和6年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
2	総務部 契約検査室	佐井寺排水区雨水管路整備第1工 区追加工事	給水管φ50mm布設工 L= 81.5m 給水管φ50mm撤去工 L= 81.5m 附帯工 一式 総延長 L= 81.5m	令和7年1月27日 から 令和7年6月30日 まで (令和7年1月27日)	大阪府吹田市南正雀1丁目24番3 5号 吹田土木興業(株)	2,728,000円	<p>本工事は、佐井寺排水区雨水管路整備工事第1工区(以下「本体工事」という。)において、施工に際し調査したところ、既設管きょに近接して布設されている給水管(φ50mm)が本体工事の支障となることが判明したため、給水管の撤去及び移設を行うものです。また、当該給水管は個人所有であり、本工事に必要な撤去及び移設であるため、下水道部にて施工するものです。</p> <p>なお、本工事は本体工事と工事場所が重複するため、現に本体工事の契約履行中の施工業者に履行させた場合、工期の短縮、経費の削減が確保できる等有利であるため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号を適用し、本体工事の受注者である吹田土木興業株式会社と随意契約するものです。</p> <p>随契ガイドライン該当項目 令第167条の2第1項第6号 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 【建設工事】 (1)現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき。</p>

2月分については対象案件はありません。

3月分については対象案件はありません。